

議会改革推進特別委員会分科会会議録

(議会改革の推進に関する事項)

1. 日 時 平成27年6月12日(金曜日)
午前9時30分～午後0時07分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 河本芳久 座長 岡山 隆 副座長
荒山光広 委員長 西岡 晃 委員
山中佳子 委員 三好睦子 委員
坪井康男 委員 秋枝秀稔 委員
猶野智和 委員 秋山哲朗 議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 野尻登志枝 議会事務局係長
大塚 享 議会事務局係長
6. 説明のため出席した者の職氏名
なし
7. 会議の次第は次のとおりである。

午前 9時29分開会

○座長（河本芳久君） 皆さんおはようございます。議会改革特別委員会分科会をこれから開会いたします。

机上に配っている資料、一応確認したいと思います。事務局のほうから、きょうの審査事項についてのレジユメがあります。そして、昨日、これまでの歩みをまとめたものを資料として配付しておりました。それに追加として会派申し合わせ事項——現状の申し合わせ事項、これに対して案としてというか、検討しようとして、もう1枚の申し合わせ事項が配付されてます。

それでは、きょうの進め方でございますが、3回目まではいろいろな御意見が出たけれども、本日の分科会では一応取りまとめをして、そして皆さん方の合意をいただいた上で、特別委員会のほうに報告書として提出すると、こういう運びで本日の会を進行したいと思います。

何か資料等見られまして、本日の進め方、これについて御意見、何か御質問あれば、まず最初に受けとめたいと思います。どうぞ、坪井委員。

○委員（坪井康男君） きょうの資料の3枚目ですかね、会派申し合わせ事項と、それから会派代表者会議に関する申し合わせ事項とありますが、これはどういう理由で資料としてついてんですか。意味合いです。

○座長（河本芳久君） 意味合いは。これは後ほど協議していただきたいのが、現状では規約とか、規程とかいう形にはなっておりませんので、一応案としては規約という形で資料として提案しておりますが、しかし、整合性とかこれまでの流れからすると、申し合わせ事項で処理しておったから、これをどちらにすべきかということも併せて検討願いたいから、資料として本日配付した次第です。

○委員（坪井康男君） わかりました。

○座長（河本芳久君） それじゃ、これからの資料、分科会のこの歩みから始まって、一応流れを申して、これから審議すべき事項について御協議したいと思います、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○座長（河本芳久君） それじゃ、1枚目の特別委員会ができて分科会がどういう審査をして歩いたかって、もうこれは御案内のとおりでございます。第1回が26年の9月10日、これは意見交換であったと、議会改革の必要性、どういうことにつ

いてお互いにこれから審議していけばいいかと。

それから第2回目については、やはり中核の改革事項は、倫理条例に関する92条の2ですが、これをしっかり見直していけば、議員としてのこの姿勢がしっかりするんじゃないだろうか、市民への信頼、期待に沿うためには、まずは倫理条例の改正ということで案が提案され、一応了解を得て特別委員会にもう既に報告書を提出した、そういったことの経緯は御案内のとおりでございます。

第3回が、27年3月——ことしの3月6日ですが、このときにさらなる残った問題についてということで、いろいろ協議をいたしました。そのことがそこにまとめてあります。

これらを踏まえて、第4回——本日でございますが、どういった課題に対応していくかということ、第3回分科審査事項として、そこにまとめております。

その前段のいろいろ丸印のところに書いてあることは、今までの皆さん方の御意見、主な意見をひとつメモしたものがそこに取り上げられてる。そういうひとつの議会改革に対する思いをひとつそこに文章化したわけでございます。やはり、議会の活動が見えないとか、住民の意思が十分市政に反映してないとか、政策立案能力の問題とか、チェック機能の議員のモラル等々、全国的な傾向としていろいろ今議会に熱い視線が送られていると、こういったことは本議会についても同じであると。

そういったことから、一応きょうの審査事項としては、全員協議会、会派代表者会議にかかわるこの見直し、検討、それから行政視察のあり方について、これ一言で言うてはもう当然なことであると、今さら申し合わせ事項に取り組む必要もないんじゃないかというけれども、今までこの報告を、審議の状況を報告した際に、行政視察についてはどう改善すべきかという質問もございましたので、あえて我々としてこの検討すれば、1、2、3、4、5のようなことではなかろうかと、これをひとつ粗大に。

そして、既にこの前段としては、総務民生委員会でいろいろ論議されたこととございますから、その論議された過程においては1から6のようなことをお互いに確認してきた。それもたたき台として、まとめてきて、2の行政視察のあり方についてまとめてみたものです。

それから、議会と執行部との関係。やはり、二元代表制のもとでは、緊張の中にお互いの役割をしっかりとわきまえてチェック機能を発揮して、その公平・公正な市

政が行われるように、これを監視するのが議会の大きな一つの役割もあると。この辺で執行部との議会とのありようをまとめてみたものでございます。

なおかつ、陳情、請願、意見書等の取り扱いについては、もう法的にもきちっとなっておるけれども、実際の請願・意見書等には氏名、捺印も押してなくて、それを大きな話題になって議会が紛糾した事例もございますので、きちっとこの声については——取り扱い規程については明確にすべきじゃなかろうかという意見もございました。しかし、これは、上げるか上げんは、後ほど皆さん方の意見を確認したいと。

そして、議会は自由闊達な意見、いろいろの考え方があつて、それをお互いに討論して、そして違いをはっきりさせて、議会のあるべき姿をやはりしっかり論議する必要があるんじゃないかと。これは、申し合わせ事項に盛り込むべきものかどうか、お互いにこれはこれまでやってきたことであるから、それをそのまま踏襲すべきであるか、この辺はどうかについては御意見をまた伺って、削除するなり、さらにつけ加えるなりをして、項目としては5までの項目を本日まとめていきたいと。

なおかつ、案としては先に全員協議会と、それから会派代表者会議については、申し合わせではなくて規程として、ひとつの改革をしたらどうかという案が出ておりますので、ひとつこれを基本にたたき台として御検討願いたい。

こういう5つの審査項目を提示しておりますが、これでこれから審議してよろしいですか。進め方としては、はい、どうぞ、坪井委員。

○委員（坪井康男君） この中でね、2ページの第3回分科会審査事項とありまして、全員協議会及び会派代表者会議に関する見直しについてというのがありますね。

○座長（河本芳久君） はい。

○委員（坪井康男君） これはもう私提案いたしました、そのとおりですが。2番目の行政視察のあり方についてというのは、私この分科会で議論された記憶が全くないし、この会議録を見ましてもね、第3回、全然ないんですよ。何でこれ上がってんでしょうか。

○座長（河本芳久君） これは、あの……

○委員（坪井康男君） ちょっと委員長勘違いか何かだろうと僕は思います。あ、委員長違った、座長の……。

○座長（河本芳久君） これは、分科会での報告事項の中で、特別委員会に報告した

中で、議員の中から、これは大きな美祢市の議会改革の一つの柱である、なぜこれを審議しないかと、こういう御意見がございました。それを受けて、やはり我々はそういった意見も無視して、この審議をしなくちゃいけないから一応は審議としてやりましたと。今回のこの会で、いや、それは我々まとめる必要がないと、こういうことになればそのようにいたしますし、一応そういう提案があったから、やっぱりそれに答えるという意味で、この項目は上げました。どうぞ。

○委員（坪井康男君） この第3回分科会審査事項というタイトルの中に、第3回審査事項に1つも入ってないんですよ。

○座長（河本芳久君） 入ってないけど、報告の中に。

○委員（坪井康男君） いや、報告で何ですか。それは全体会議の話でしょ。

○座長（河本芳久君） 全体。

○委員（坪井康男君） だから、全体会議でそれをやるべきであって、これは分科会と関係ないですよ、これ。

それとね、この行政視察のことについて何か格別問題があって、大いな議論がなされていたんならば、それは当然ですけども、私はこれ分科会全く関係ないですよ。しつこいんですけど言うておきます。何らの審議もしてないんですから、それは全体会議で報告されたときに、そういう意見があったちゅうんじゃけ、それは全体会議の問題です。これはのけてください。

○座長（河本芳久君） そういう意見がございましたが、しかし、全体会議でこれについては検討してほしいと、こういう要望がございました。だから、我々としては一応議題にのせておくと、そういうことです。だから、これを無視してやったら、議会改革の骨抜きじゃないかと、やはりちゃんと提案しようじゃないかと、こういうことにもなると思いますので、一応審議はしてほしいと、こういうことです。

それじゃ、順番に今から沿ってやりたいと思いますが、順番で沿ってやってよろしゅうございますか。（発言する者あり）

まず最初に、全員協議会と会派代表者会議の見直しのことでございます。何かこれについて御意見ございましたら。坪井委員。

○委員（坪井康男君） 先ほども冒頭にも質問いたしましたけれど、市議会会派申し合わせ事項と代表者会議申し合わせ事項ですね。私は、もはや全員協議会も、あるいは会派代表者会議も、公式の機関に地方自治法の100条の10何項で、なって

いるんです。しかも、美祢市議会の会議規則にもそれのっかってるんです。従って、そういうものを申し合わせ事項なんていうのは、まるでおかしい話だと思います。

正式の機関になってんですよ。そこを皆さん、何かこれ石田事務局長にも12月のときですかね、お伺いしたけど、ちゃんとなってるよというお答えでした。だから、何でこんなことが、会派の申し合わせ事項になるのかって、不思議でしょうがありません。

それよりも私はこの問題については、周南市のあれをこの前提案いたしましたけどもね、もう規程、基準あるいは条例の一部にしたって構わないんですよ。だけど、そんなに大げさなものにせんでも、そういう規程ということで公式にやればいいんです。この申し合わせ事項なんていうのが、一番議会運営上怪しげなあれです。何とでもこれ運用できますから。

だから、これについては私は、周南のあれをあれして、後ろについてますけど、それを規程として制定するということについての審議をしていただきたいし、それから申し合わせ事項なんて、こんなのはやめると、極力。

以上を提案いたします。

○座長（河本芳久君） 皆さん方の御意見を承りたいと。はい、猶野委員。

○委員（猶野智和君） 申し合わせ事項にのってるということで今お話だったんですけど、でもこれ、こちらの会派の会議と協議会、いずれもこの美祢市議会会議規則にのっかってつくられているんじゃないですか。

だから、基本的にもともとこちらに公式に、この規則にのっかってつくられている会議なので、別に非公式とかそういうものではないではないでしょうか。ちょっとそのあたりの考えを教えてください。

○座長（河本芳久君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） そのとおりですね。（「マイクをお願いします」と呼ぶ者あり） そのとおりですよ。規則に入ってますよ。規則に入ってるのに何で会派申し合わせに書くのかと、それを申し上げてんですよ。

それで、じゃ、おわかりにならんければ、もう具体的な例を言いますよ。ことしの2月18日でしたかね、御記憶の方もいらっしゃると思うんだけど、会派代表者会議が開かれてんですよ。案内状の中には、議題が一切書いてない。実際にやったことってなあにと言いますと、私とある文書を出した小方和子さんを対席さしまし

てね。会派代表者会議が裁判官よろしくですよ、一段高いところで、私と小方和子さんの議論を聞いておられました。言った、言わないちゅう話です。「成り下がったな」ということを言った、言わないという話ですよ。あれまぎれもなく会派代表者会議ですよ。だけど会議録も何にもない、案内状の中身が何にも書いてない。こういったことが現に行われているんです、猶野委員ね。

それを踏まえて私は申し上げておるんであって、もう会議規則で決まっておるからいいのではないかと、これは私は賛成いたしません。現にそういう変な運用されてる実例があるから、きちんとしてくださいね、こう言うんです。

○座長（河本芳久君） どうぞ、猶野委員。

○委員（猶野智和君） ということは、今回の御提案というのは、御自身のそういうされたことを踏まえて御提案された。

〔「違います、個人的なことじゃない」と呼ぶ者あり〕

○委員（猶野智和君） ではないですか。

〔「あなたがわからんとおっしゃるから、具体例を言ったんです」と呼ぶ者あり〕

○委員（猶野智和君） 確かに今、密室の中で行われたということであって、こちらの御提案の中に新たに出てるのを見ると、基本的には公開しろという条文が入ってる、これが大きな違いということでよろしいですか。

〔「私に聞くんじゃない、御意見を聞きたい」と呼ぶ者あり〕

○座長（河本芳久君） ちょっと、確認をお互いにしたいと思います。かつては、全員協議会、会派代表者会議は正式な議会活動に、いわゆる委員活動には位置づけられていない、任意の調整機関であったと。

それが平成20年の地方自治法の改正、この地方自治法の改正によって、先ほど坪井委員が言われましたように、自治法100条の第12項です、そして会議規則の116条、この規定に基づいて、それでも自治体が会議規則にこの全員協議会なり、会派代表者会議を位置づければ、そしてこの位置づけたことが一応これ正式な機関として認められますよと、こういう趣旨。

我々のほうは、平成20年に会派申し合わせ事項で、その項はずっと走ってきて今日まであったと。これを坪井委員としては、会議規則は既にあるので、その規則を補強するために規程なり、ひとつの要綱で補ったらどうだろうと、そういう提案。

これは、既に周南市でもそういう規約なり規程で位置づけられたと。だから美祿市においても、申し合わせ事項という形で走っているから申し合わせ事項にやるのか、それともそのまま走っていくのか、これまで余り問題なかったからと。いや、問題があるからきちっと、この規程なり規約に改めたらどうだろうか、ただ、それだけでございます。

だから、申し合わせ事項でやれば、ここの提案した資料に検討する。それではなくてやはり、坪井委員は周南市もやってるように、規程や規約にきちっとして補強したほうがいいんじゃないかと、こういう案です。

意味はわかりますかね。今までは申し合わせに走っちょったけど、きちっと規約や規程にひとつ位置づけようじゃないかと、ちゃっとしちよこうじゃないかと、こういうことです。はい、どうぞ。

○委員（猶野智和君） 申し合わせ事項と規程、規約の一番大きな文面見て思ったのは、申し合わせ事項は基本的に私ども選挙があった、次のまた選ばれたときにはまたそこで、基本的にはそこまでのものであって……

○座長（河本芳久君） 4年の任期だけでその申し合わせはやってきたけれども。

○委員（猶野智和君） 規程、規約にすると、それは抜きですっとその流れは継続していくというものの理解でよろしいですかね。

○座長（河本芳久君） だから、それで今まで継続してきたんです。だけどそれよりは、きちっと坪井委員じゃないが、その運用に当たってはちゃっと、この規程なり規約に基づいて議会を運営してもらわにゃいけないと。そういう意味では申し合わせではやはり不十分だと。そういうことで、この際ちゃんと規定なり規約なり盛り込んでいこうと、こういうことです。

どうぞ。

○委員（猶野智和君） となると、例えば規程・規約にしてしまうと、申し合わせ事項自体はなくなるの。

○座長（河本芳久君） そういうことです。

○委員（猶野智和君） 一切。申し合わせ事項の一ついいところというのは、その都度、その都度の議員のメンバーによって、いろいろものの考え方があって、そのこの合意をやっていこうというものだ。その会議を潤滑に行うためのものだと思うので、どっかで1回規定にしてしまうと、なかなか細かいこと、その時代、時代に沿

ったものはなかなか折り込めない。

だから、結局私思うんですけど、規程・規約つくっても、またもう一個すごく機敏に議事を円滑にいこうと思えばまた、こういう申し合わせ事項に似たようなものを結局つくらざるを得ないんじゃないかなと。結局2つ、二度手間のようなものになってしまうんじゃないかと。

先ほど言いました会議の規則がもうあるので、3つ存在してしまうようになるのではないかなという思いがあるんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○座長（河本芳久君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今のお話聞いていますと、別にいけないところがあれば変えるのは当たり前じゃないですか。私が申し上げておるのはね、もう地方自治法の規定で、公式の機関ですよと条例で定めれば、なったんですよ。それを申し合わせ事項で補うなんていうのは、私はおかしいと思いますよ。ほかの議運とか委員会とかみんな地方自治法の規定で運用されてますよ。同じことなんですよ。にもかかわらず、何で申し合わせ事項があるのって、これ、まあ法律条例の専門家から言えば、極めて奇妙きてれつですよ。そもそもならばですよ、申し合わせ事項なんかやめるべきなんですよ。

それと、今あなたがおっしゃりたいことは、要すれば、これ公開ですかという最初質問ですよ。その問題と私、このポイントはあれですよ、公開にするかどうかということですね。これ案の8条です。「会派代表者会議は原則公開とする」となってます。

ここの問題と、もう一つは、今までちょっとお聞きしますけれども、石田事務局長ね、会派代表者会議の記録ありますか。

○座長（河本芳久君） はい、どうですか。

○議会事務局長（石田淳司君） 会派代表者会議の記録は、公開するものはございません。

○委員（坪井康男君） 私が聞いているのは、記録がありますかという質問です。

○座長（河本芳久君） どうぞ。

○議会事務局長（石田淳司君） ありません。

○座長（河本芳久君） はい、どうぞ。

○委員（坪井康男君） こういうことなんですよ。公式の機関でありながら記録何に

もないよと、これ奇妙きてれつじゃないですか、猶野委員さん。どう思われますか。公式の、公式のですよ、機関ですよ、会派代表者会議にしても、今や全協にしても。だから記録がありませんなんていうのは言語道断、ルール無視もいいところですよ。私が申し上げているのはそこであって、これ公開にする、非公開にする、これは皆さんの意見を聞いてください。

以上です。

○座長（河本芳久君） それじゃ今、お二人のいろいろ御意見ございましたけれども、従来は申し合わせ事項でおさめておこうじゃないかというので、ずっと続きました。しかし、正式な機関である以上は会議録なり、または公開等していくのを原則とすると。場合によったら公開しないと、そういうこともできますけど、一応はそういった原則を踏まえた会議として位置づけをするということの提案を分科会としては確認をしている、特別委員会に報告するというので、方向性としてはよろしゅうございませうか。はい、どうぞ。

○副座長（岡山 隆君） 今、会派代表者会議における、この協議された内容、これがきちっと議事として残ってないちゅうことで違法性があると言われたけれども、この辺については事務局長、会派代表者会議、この辺について記録をとらないことは違法性なのかどうか、この辺について事務局の見解はどうですか。

○座長（河本芳久君） 事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） ちょっと会議規則と会派申し合わせ事項、今の現況について整理をしたことを私なりに申し上げたいと思います。

まず、会派申し合わせ事項、これ現行の中に美祢市議会の会派について規定がされております。美祢市議会は会派制をとっておりますので、その会派の構成などについて規定がされております。

地方自治法並びに美祢市議会会議規則については、この会派について何ら規定はありません。美祢市議会は会派制をとっているということで、この会派申し合わせ事項があります。

今坪井委員がおっしゃる、その申し合わせ事項の中で、ちょっとこれはどうなのかということが、3番の会派代表者会議だろうと思います。この（2）番の中に、会派代表者会議は非公開とすると。しかしながら、美祢市議会会議規則の157条の中に、会派代表者会議と議員全員協議会が規定がされております。今までのお話

の中で、片や会派代表者会議は非公開とすると規定をされておりながら、会議規則の中で、157条の中で、正式の会議として位置づけられていると、この2つの不離合ていいますか、が問題ではないかということをおっしゃられているんじゃないかなというふうに思っているところです。

美祢市議会は、先ほど申しましたように会派制をとっておりますので、私なりの考えとすれば、この会派申し合わせ事項、会派というのはどういうものかというのは必要じゃないかというふうに思います。

ただし、会派代表者会議並びに議員全員協議会を公開にする会議録をつくるというのは、どういうふうにするかというのを皆様方でお話し合いをいただき、それを決定されれば、事務局としてはその取り扱いにします。

今現行の中で会派申し合わせ事項の中に、非公開とすることがありましたので、その取り扱いで進んでいると、片や会議規則で位置づけられていると、その不均衡といいますか、が問題だろうというふうに考えているところです。

以上です。

○座長（河本芳久君） はい、どうぞ、坪井委員。

○委員（坪井康男君） 先ほどの岡山委員さんの御質問は、正式の機関でありながら何ら記録がないということに違法性なり、ね。が、あるんですかという質問だったでしょ。あなた答えてないじゃないですか。きちんと真っ正面から答えて。

○座長（河本芳久君） 事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 違法性の有無については、私は違法性はないと考えています。

以上です。

○座長（河本芳久君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 正式の、公式の会議でありながら記録はないというのはね、地方自治の制度趣旨からいって、邪道ですよ。あり得ないことですよ。あるいは執行部の仕事でも、全部文書主義ですよ。あなたも執行部の一員ですよ。文書主義の原則に反するじゃないですか。それはね、一々第何条のこれに反するとか、そういう問題じゃないんです。もっと、法律なり何かの制度趣旨というものがあるんです。制度趣旨からいって、正式の機関で何の記録もない、これはあり得ないことです。もう一回答えてください。

○座長（河本芳久君） ちょっと整理させてください。今のようにこれは、事務局長としては申し合わせ事項において、そういう記録を残さないとか、公開しないとかないから、この申し合わせ事項を尊重して運用しておったと。けども、今坪井委員は、法にのっとって、これが正式機関と位置づけられれば、当然その趣旨からすると会議録をつくるのは当然なことであり、そして原則は公開とすると、こういう趣旨で今あるわけですが。

一応、これは申し合わせ事項はこれまで生きてきておりますから、これはこれで。今後どうするかということで論議をしたいと、でないと……

○委員（坪井康男君） やっぱり議会改革ですから、これは。

○座長（河本芳久君） だから、今後どうするかというのは改革で検討してください。

それで、一応座長の提案としては、申し合わせ事項を継承すれば、1から6のようなひとつの流れが盛り込まれんにゃいけないと。しかし、そのことについては既に周南市の例をとって、会派代表者会議の今資料が配付されておりますので、この規約に基づいてひとつ審議したいと思います。一応規約という形で、申し合わせより規約でいいという形に一応この分科会では取りまとめていいかどうか、それをまず確認したいと思います。

今そのほうがはっきりしておると、一応規約に基づいて運営されていくという趣旨でよろしゅうございますか。はい、どうぞ。

○副座長（岡山 隆君） さっきの続きだけれども、157条で会派代表者会議ちゅうのは正式な位置づけはされているけれども、実際——だけど申し合わせ事項として非公開ちゅうなってます。それで、そこのところを実際記録等ないから違法性、そういった今、事務局長違法性はないと言うたけれども、それで他市の状況とかその辺見ながら、実際他市のほうは規約とかつくっておる程度が、どの程度なのかということと、どんどんそれが進んでいるかどうか。

実際、今申し合わせ事項で非公開で、内容的に議会運営委員会につながるような、そういった案件を協議してますので、そこのところどう議会運営委員会を適切に運営するかちゅうことの前置きの段階ですから、その辺についてきちっと記録を残さんにゃいけん。それは残さんでええちゅう違法性はないちゅうことあった。

その辺で事務局長、もう一遍問うけれども、さっき言いたかったろうけれども、その辺についても他市でも申し合わせ事項で記録というのはちゃんと取ってないか、

その辺の状況というのはどのように聞いているか、ちょっとその辺わかれば教えていただきたい。

○座長（河本芳久君） それはもういいです。今までの経緯ですから、そのことは。

○委員（坪井康男君） ちょっと待ってください、言い忘れた、今の。

○座長（河本芳久君） どうぞ。

○委員（坪井康男君） いや、ちょっと今、一呼吸置いています。（笑声）もうね、何か言うと皆さんがね、八つ当たりされるから。

岡山副座長さんね、今のような御質問が出るなんて、ほかの山口県の議会であり得ません。そもそも、会派代表者会議そのものが開かれてるって、ほとんどないです。よほどの人事案件のみです。ですよ。下関なんかはかつて市町課長、県で務められた坂本さんという方が、課長を退任されて、下関市の副市長になりました。そのときだけです、会派代表者会議開かれるのは。ほかの市議会も全部そうです。

私が何でこんなことを言うかといいますと、美祢市の場合、本来議会運営委員会でやるべきことを、やはりなんじゃかんじゃ会派代表者会議だろう、やれね、全協だのというところで全部おやりになっているんですよ。本来は全部議運です。びっくりしてました、下関もそうですし、周南でもそうでした。美祢市さん、そんなことまでね、会派代表者会議とか全協でおやりになっているんですかと。議運何をしとるんですかって、逆に聞かれました。

じかにね、あなた疑問があれば、じかに聞いてください、局長に聞かせるんじゃないに。しかもこの案は、いつ出したかですよ。きのう、きょう出したんじゃないんですよ。今ごろそんなこと言わんでください。

以上です。

○座長（河本芳久君） はい、どうぞ。

○副座長（岡山 隆君） この件について、私もちょっと一呼吸置いてお話ししたいと思ってます。興奮しないようにやっていきたいと思ってます。

議会運営委員会、その前の会派代表者会議、これは会議規則で議長が必要と認められた場合、こういう形で開いて、何とか議運をスムーズにしていこうと、こういったところの会議規則で、今までの歴代美祢市議会を考えて、そしてこういったものを私はつくり込んできたと思っております。

そういったものを今後とも安定性をもって維持、していくためには、私はこの従

来どおり重要であると思っております。だから、もうそれは会派代表会議は持たんにやもう、今までちょっと一時議長のあれで開かなかったこともありますけれども、それはそれでいいですよ。全協でしっかりとそういった中でやっていけば、それはそれでええと思っておりますし、もうそこでたくさんのことを、言いたいことをどんどん言う人もたくさんおってですから、それはそれでええと思っております。

いずれにしても、会議規則で申し合わせ事項として会派代表者会議、その中で議運につながっていく、議会を上手に運営していく、そういったところの形でやっておりますので、私はもう基本的には従来どおりで大きな問題はない、安定性を持って今後ともしっかりと進めていけばいいと、そのように思っているところです。

以上です。

○座長（河本芳久君） 今の意見に対するものですか。

○委員（坪井康男君） そうです。

○座長（河本芳久君） どうぞ。

○委員（坪井康男君） 今ね、岡山委員さん、何を言われたか、わからない。会派代表者会議やめたらいいじゃん、引き続きやれって、どっちなんですか、もう一回言ってください。あなたの主張がね、何かね、あなたの言葉がわからない。主張がわからない、曖昧やね。（発言する者あり）

〔「一呼吸置きましょう」と呼ぶ者あり〕

○委員（坪井康男君） いいですか、今あなたはね、こんなものはやめてもいいとおっしゃったですよ、最初に。それから、これはもうこのままでいいじゃないかとおっしゃった。どちらが本当ですかって、お答えください。

○座長（河本芳久君） はい、どうぞ。

○副座長（岡山 隆君） それでは、きちっとお答えをしてみたいと思います。

この会派代表者会議におきましては、私は今までずっと歴代の美祢市議会の議員さん、申し合わせ事項しっかりと会議規則の中で入れとります。そういったところで今まできちっと出てきておりますので、一時ちょっとね、議長の配慮で会派代表者会議、持たなかったところもありますけれども、私はいろいろそういった会派代表者会議の皆さん、代表者来られますので、そういった中でしっかりと協議もしてきておりますし、これによって私は皆さんの意思統一もできてきておりますし、情報もたくさんそういった中にありましては説明等ありましたので、いろいろ議運の中

で判断するに当たって参考になっていることもたくさんありますので、私は従来どおり、これはしっかりと会派代表者会議は用いていったほうがいいかなと。

その時代の趨勢によりましては、多少なりとも使い方、運用の仕方によっては多少改善をもって変えていかななくてはならない点はあると思っておりますけれども、その辺については従来どおりきちっと用いて、時代の趨勢に合わせたものをしっかりと運用していけばいい、このように思っているところでございます。

以上です。

○座長（河本芳久君） ちょっと待ってください。2人だけの意見やなくて、要するに（発言する者あり）いえいえ、ちょっと待ってください。これまでの申し合わせ事項で、議会は余り問題なかった。そのまま運営してもいいんじゃないかというのと、いや、正式な機関として位置づけて法的になっておるから、それに準じて、規則なり、規程なり設けて、きちっとした記録も残し、公開制を原則として運営すべきじゃないか。それが今回の議会改革の柱じゃないかと。

それについて、今2人言われますが、他の議員さんとしては、このことについては24年の4月2日に、議運の委員長でありました柴崎委員長から、今の議会改革にかかわる政治倫理、それから議員申し合わせ事項、会派代表者会議のあり方、これについて検討すべきだと、こういう提案が申し送りされてるんです。これ今資料中にあります。だから、それを一応踏まえて、全員協議会なり、会派代表者会議についても、ちゃんとした改革をしていこうと、そういうことで今論議をしておるが、現状でいいのと、改革すべきだと、お二人の意見だけですが、ほかの委員さんたちの……

〔「言わしてくださいよ。今岡山委員さん、反対になってないから言わしてください」〕と呼ぶ者あり〕

○座長（河本芳久君） 最後です、どうぞ。

○委員（坪井康男君） 岡山委員さん、あなた本当にね、何だかわかりません。会派代表者会議をやめるとかやめないとか、そんな議論一つもしてないでしょう。あなた、まるで誤解しとられるじゃないですか、続けるべきだって。とんちんかんなあれを言わないでください。公開するのか、しないのか、会議録を持つのか、持たないのか、それを議論しとったんですよ。あなたいつも話がね、全然とんでもない方向に行っちゃう、わからない。

○座長（河本芳久君） 今のことも当然この規程の中に、今案としては盛り込んでいますから、その中、これでいいかどうかということ。

それで、一応座長提案としては、今さら申し合わせを継続していくんじゃなくて、新たに規程や規約を制定して、そして正式な機関としてのいわゆるこの中身、運用を考えていきたいと思います。そういった中で原則は公開とするとか、記録をきちっと残すという形で今、この規程の中に盛り込んである。これについて、この規程を皆さんが御了解いただければ、この分科会案として特別委員会に報告することにしたいんですが、ちょっともう一遍規約をひとつ見てください。これでいけんかどうか、そのことで論議したいと思います。

これは一つの周南市の事例を、どこでどうしちょうるかと言うたら、身近なところで周南市が先進的に取り組んでおられますので。この規約を参考にしながら、美祢市の今までの流れも盛り込みながら、一応作成したものです。どうぞ。

○委員長（荒山光広君） 市議会の今会派の申し合わせ事項と会派代表者会議あるいは全協のいわゆる運用の規約といいますか、それはちょっと分けて考えたほうがいいんじゃないですかね。今の美祢市議会の申し合わせ事項をなくすというんじゃなくて、市議会の会派申し合わせ事項というのは、さっき事務局長が説明したように、美祢市議会は会派制とってますので、その会派とはどういったことか、その会派構成するにはどういった要件が要るのかとか、ね。その辺を申し合わせ事項で決めていることなんで。

それと今の会派代表者会議の運用の仕方というのは、これはちょっと分けて考えたほうがいいんじゃないかなと思います。会派代表者会議、それから全員協議会は、先ほど言われましたように会議規則でも規定がされております。157条、別表にありますように、名称、目的、構成員、招集権者、主だったものはここで決まっております。

それで、今から協議されるんでしようが、あえて細かく規定するのがいいのかどうか、その辺も今から協議されると思いますけども、この157条の別表で、全員協議会、会派代表者会議、もうきちんと位置づけられておりますので、その辺ちょっと整理して議論されたほうがいいんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○座長（河本芳久君） はい、どうぞ。

○委員（坪井康男君） 今、荒山委員長おっしゃったこと、申し合わせ事項をそのまま規約に取り込んでいるだけですよ。

○座長（河本芳久君） そういうことです。

○委員（坪井康男君） 何かあなたも勘違いしておられる。2つじゃないですよ、申し合わせ事項をはっきりした形でしましょうねって、それだけです。あとは公開か非公開だけです。もう記録の問題は論外です。公式の機関でね、記録がないなんてあり得ません。どこに聞いたって。だから公開にするか、しないかだけなんですよ。そういうことですよ。

○座長（河本芳久君） だから今……

○委員（坪井康男君） 何か別のことに分けてって、そんな分けて考えるんじゃないくて、一緒にしなさいよと言ってるんですよ、おかしいですよ、あなたの質問。

○座長（河本芳久君） 今、会派代表者会議についても、議員申し合わせ事項についても、これは新しいものじゃなくて、全協のことも皆今までどおりのものです。ただそれをきちっとした文書にただけのことで、規程に規約に盛り込んだだけ。

そういうことで、今この分科会でいろいろな意見がございますけれども、申し合わせ事項で終わらないで、やはりきちっとした規約なり規程にするということに御賛同いただきますか。そうでないと前に進まない。はい、どうぞ。

○委員（猶野智和君） 先ほどからお話お伺いして、座長のほうからこの規程をつくることで、申し合わせ事項で決まったものを補強するというようなお話ではあったんですが、私が思うのはもう一つの、補強というのとはもう一つ今公開という部分の話がある、本論はここなのかなと。先ほどお話を聞くと、最初の思い立ったところが坪井委員が、会派代表者会議である団体の方との……

〔「違いますって。勝手に言わんで……」と呼ぶ者あり〕

○委員（猶野智和君） 先ほど御自身でおっしゃった一つの例ということで。

〔「違いますって、わかりやすくあなたの疑問を答えてるんです」と呼ぶ者あり〕

○委員（猶野智和君） そこで一つ、ほかのある団体の方とあったんでしょうけど、そこは一般の方でありますので、そういう場合はやはり非公開の場所をあえてそこで選ばれたのかなという思いもありますので、ここの公開することがいいのかどうか。実際私は、会派代表者会議自体は出たことありませんので、そこはちょっと事

例としては余り言えませんが、もう一つ出ております協議会のほうですね。こちらのほうは常日ごろ出させていただいております、ここではいろいろな連絡事項ですとか、それとか新たに出てくる議案などを執行部のほうからいろいろ事前にレクチャーを受けたりとか、そういう場所になっておるんで、そのときの中の会議は非公開ということもあってざっくばらんに、冗談も出ながら、要するに腹を割って本音をさらす場所ということで、結果的には本会議に向けての円滑な会議を進めていく上の前段階の場所というところになっているんだと思います。

ここで結局公開してしまうと、そういう部分の空気は消えてしまうだろうなと。日本人、割とよくこういう事前に根回しという言葉がありますけど、余りいい印象は受けてらっしゃらない方も多いと思いますけど、現実問題としてはこれは割とどいう会議においても行われて、本会議に向けてなかなか紛糾して市政に影響が出ないように、事前にそういうお話し合いをしようというのは、あるんだと思います。

もし、ここで一つこの事前の協議するようなざっくばらんにいける空気を一つ公開してしまうと、結局はその前段階でまた、非公開の会議をするような形にはなりませんでしょうか。よく国会とかで聞く料亭で事前に会議してとか、より水面下にもぐって話しするようなものになるんじゃないかなと。そうなるぐらいでしたら、皆さん事前に腹を割って話す場をそのまま設けておくのも、一つの理ではないかなという考えはあります。

○座長（河本芳久君） ちょっとこれについてはね、皆これまでの議会が透明性がな
いと、密室でやられとると、こういう市民の批判に対して原則は公開、そしてどう
しても議会運営上必要であれば非公開とすることが原則、そういうことでこれまで
もきておるんですからね。今の論理はやっぱ、ますますこの市民から改革の後ろ向
きな姿しか映らんとしますので、このことはお互いに確認済みだろうと思います。

だけども（「ちょっと待って」と呼ぶ者あり）全てを公開するというんじゃない
ですよ。（発言する者あり）そういう論理でね（「それは私が今から言おうとして
るんです。あなたが、座長が言うちゃいかんですよ」と呼ぶ者あり）

だから、そういうことでね、違った方がちょっと御意見あれば言ってください。
前へ進まない。はい、どうぞ、西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 私も会派代表者会議出させていただいております、これは今
猶野委員言われるように大変重要な会議だというふうに思っております。ただの連

絡事項だけではなくて、諸問題に対する会派の意見をまとめて、そこで意見を出すという大変重要な機関だというふうに思っておりますので、そういった機関が非公式の場であってはいけないのかなというふうに思います。

それで、私ちょっと先ほど荒山委員長言われたのと同感のところがありまして、ここ、これ見ますとやはり、会派の申し合わせ事項と会派代表者会議の申し合わせ事項という何か2通りあるんですね。やはり規約にするべきところは、会派代表者会議のところだというふうに思います。

そこは、今委員長言われたように原則公開、原則公開なんですけど、どうしても会派代表者賛同得た場合は非公開にして、先ほど猶野委員言われたようなすり合わせ事項も、当然必要な場面が出てくるというふうに思いますので、その辺はしっかりと規約にうたって、規約として一段レベルの高い会派代表者会議の設置をしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○座長（河本芳久君） 坪井委員。

○委員（坪井康男君） 私がね、この周南市の規程をコピーをとらせてもらった理由は、全部の市に、議会事務局に私聞きました。そしたら一番明確に、こういうことを定めていらっしゃるからこれももらったんであって、もう一遍繰り返しますよ。

今まで美祢市議会で会派代表者会議で審議してることは、どこの市も全部議運でやりますと、そこなんです。美祢市がそこがちょっとゆがんでいるんです。しかもそれが今まで非公開でしょう。それであれだけ、かつて朝日新聞も取り上げましたよね。何で徹夜で、がちゃがちゃがちゃがちゃやるのって。あれがまさにこっから来たんですよ。第三者から見るとね、極めておかしいんですよ。何で、それで市民から一つもわからないですよ。議員である私もわからなかった。何であんなに、がちゃがちゃがちゃがちゃ徹夜してまでやるのか、議員すらわからんから、ましてや市民にわかるはずがない。これがかつての美祢市議会の実態なんです。そっからいろんな市民から不信を招く、いろんなことが出てきてるんですよ。そのことを皆さん、あんまり認識ない。何か当たり前だとおっしゃる。

○座長（河本芳久君） それじゃ、あの……

○委員（坪井康男君） それでね、公開か非公開かは、原則非公開であって、ね。そもそも変なことを打ち合わせするから非公開になるんですよ。どこのあれだって、議運で非公開というのはありっこないですよ。そのところあなた方、基本わかつ

てない。

以上。

○座長（河本芳久君） それじゃ、御意見もかなり出ておりますので、規約と規程にひとつ折り込んで、一步議会改革の前進の姿を見せると。申し合わせ事項、従来の慣習を踏襲するんじゃなくて、ここですっきりしたものに提案を本分科会でしていくという確認でよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○座長（河本芳久君） いいですね。それじゃ、今この面で、まず最初に、全員協議会の案をひとつ見ていただいて、申し合わせ事項にのってないことが、ここのちよるとか、いろいろ問題があれば指摘してください。

まず、全員協議会からまいります。6条しかございませんが、大体どこの、今この宮崎県の議会の県議会の規程についても、大体このようなことがのっております。これでよろしゅうございますか。規程。

○委員（坪井康男君） それじゃ、ちょっと私が読みます。私が提案しましたから。

まず、1番目の第1条、趣旨です。「この規程は、美祢市議会会議規則（平成20年5月20日美祢市議会規則第1号。以下「会議規則」という）第157条1項の規程に基づき、全員協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする」と。これどうですか。逐条でいきましょう。

○座長（河本芳久君） 逐条、いいです、続いて。

○委員（坪井康男君） いいですか、異論はありませんね。

じゃ、第2条、会議です。「全員協議会は、議会運営委員会の議決を経て、議長が招集し主宰する」、これは今までどおりだと思いますが、そうですね。

○座長（河本芳久君） 西岡委員。

○委員（西岡 晃君） 「議員全員協議会は、議会運営委員会の議決を経て、議長が招集し」という文面ですね。議会運営委員会、今までここで招集して、議決をとるということは、まずなかったですよ。

議員全員協議会で大きな問題、例えば市政にかかわる重大な案件の協議をするというような問題もありますし、例えば議会の事務連絡事項といったようなことも全員協議会でやっています。こういうときに事務連絡事項だけの場合というのは多々ありますね、議会終わって、ちょっと集まって、事務連絡ありますよというような場

合に、議会運営委員会を一々——一々と言ったら失礼ですが、開いて、議決をして、こういう内容で事務連絡をしますので集めますというようなことまでは、私はちょっと必要ないのかなというような気がします、その辺を。

○座長（河本芳久君） はい。

○委員（坪井康男君） それでは、提案者として、「議会運営委員会の議決を経て」と、これだけを削除します。

○座長（河本芳久君） いいですか。

○委員（坪井康男君） 「全員協議会は議長が招集し、主宰する」と、そのように提案者として改めます。

○座長（河本芳久君） はい。それじゃ、これ確認で従来と変わりません。

○委員（坪井康男君） 第2項、「市長は議会に対する説明、報告を行うため、議長に対し、全員協議会に付すべき事件を示して、全員協議会の開催を請求することができる」、これも格別問題ないと思う。

○座長（河本芳久君） これも従来と同じような。

○委員（坪井康男君） そのとおりですね。

○座長（河本芳久君） やっていますと、はい。

○委員（坪井康男君） じゃ、第3条、出席要求。「議長が必要と認めるときは、市長、その他関係者の出席を求めることができる」、これも従来どおりですね。

○座長（河本芳久君） 従来どおりです。

○委員（坪井康男君） はい。じゃ、第4条、議員の発言。「議員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。ただし、全員協議会で別に発言方法を決定したときは、この限りでない」と、これもいいですよ。

○座長（河本芳久君） はい。

○委員（坪井康男君） じゃ、第5条、傍聴。「全員協議会の傍聴の取り扱いは、美祿市議会傍聴規則（平成20年5月20日議会規則第2号）を準用する」、これは問題でしょう。これ、議論いただきたいと思います。どうぞ。

○座長（河本芳久君） 今までは傍聴というのは非公開でやっておりました。だから傍聴規則にのっとなって公開という形に……

〔「それも原則」と呼ぶ者あり〕

○座長（河本芳久君） はい、どうぞ。三好委員。

○委員（三好睦子君） 全協の傍聴がオーケーとなれば、当然公開になるんじゃないですか、有線放送入れて。（「テレビ」と呼ぶ者あり）はい、テレビを。

○座長（河本芳久君） テレビを。当然そういうことになると思います。

○委員（三好睦子君） そこはちょっとみんなで審議しないと。

○座長（河本芳久君） だから全員協議会については、全部公開でなくて、公開を原則とするという形になれば、別です。その辺のところ、皆さん方の。

○委員（三好睦子君） 例えば、市の説明とか介護保険とかありますよね。ああいうときはみんな全部の方、聞きたいと思われるけど、どこで区別つけるかということも問題となってきますので、傍聴と公開かどうかということは、はっきり協議したほうがいいのではないのでしょうか。

○座長（河本芳久君） 第5条について、こういった項目は申し合わせ事項にはありませんでした。だから、新たにこれを加えるということについて、皆さん方の御意見もしっかり承りたいと思います。

ここまで規則にのっとって云々じゃなくて、公開を原則とすることぐらいでいけば、ある程度みんなの運営の、今度はあと運営のことだから。これは、会派代表者会議と同じように、原則公開するという形の文言に「全員協議会は原則公開する」という形に訂正することでよろしゅうございますか。原則。

それから、猶野委員が言われたようなことも当然、今度は議長の権限においてまたはこれを非公開としてすり合わせをやると、こういったことも当然出てくると、議会の、全員協議会の中でね。

それじゃ（発言する者あり）はい、どうぞ。

○委員（猶野智和君） 今言われているの今回、先ほどから、要するに議事録もとるといふことでしょうか。

○座長（河本芳久君） 原則公開することとすると、原則。はい。

○委員（坪井康男君） 議事録をとるかとらないかという話ですが、要点筆記というきちんとした確立された書があるんですよ。大事な概要だけ、何々について市のどこそこから説明があったと、そういう意味も含まれていますんで、各議員が言った一語一句を、そのものは会議録で残すという意味では必ずしもないですよ。会議録ですから、どのような形であったっていいんです、それにふさわしいものであればね。

いわゆる、今ここに私は第1回分科会の会議録を持ってきてますけどね。こういうもんでは必ずしもないちゆうことですよ。それで、どういうわけかね、第1回の分科会は要点筆記になってますよ。議会事務局に聞きました。分科会、何でちゃんとした会議録じゃないのかと。後で、ちゃんと改めてやりました。詳細については大塚さんに聞いてください。変えていますよ、そっと。

でね、いつも私思うんだけど、何か言っても、そのときは黙ってね。後こそっと変えたんですよ、何でも。非常に悪い癖です。

○座長（河本芳久君） それじゃ、第5条については、これ傍聴云々規則じゃなくて、原則公開するという会派代表者会議の文言の規程と同じようにするという事によろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員（坪井康男君） 6条、その他。「前条に定めるもののほか、全員協議会の議事運営その他必要な事項は、地方自治法及び会議規則の例による」と、これは格別問題ないと思います。

○座長（河本芳久君） いいですか。はい、どうぞ、西岡委員。

○委員（西岡 晃君） これ、全員協議会は「議長が招集し」というふうに基本なると思うんですけど、大きな案件があったときに全員で協議したいと、議員から提案をできる仕組みというのは、この中にはないですよ。例えば会派から全員協議会をちょっと開いてほしいと議長に申し入れると、それは何人以上の議員が全員協議会を招集してほしいということがあれば招集しなければならないとか、そういったこと。議長の全部独断でやるのかどうかということも、ひとつ考えておく必要もあるのかなというふうに思います。

○座長（河本芳久君） 議員から招集を提案することができる、この第2条の中に、「ただし、議員からも招集を提案することができる」と、何名以上の議員が賛同すればという項目を入れたほうがいいんじゃないかと。それから「3名以上の議員の賛同を得て、招集を議長に要請することができる」と、こういうこと。（「ベターですね」と呼ぶ者あり）3名ぐらいでいいですか、3名ね、会派中の3名じゃから。（「会派が3名ですね」と呼ぶ者あり）

はい、じゃ、記録をひとつ。「3名の議員の賛同を得て、招集を議長に提案することができる」と。（発言する者あり）3名以上。以上。（「まあ、会派は3名だから」と呼ぶ者あり）会派は3名じゃからね。三好委員。

○委員（三好睦子君） 会派のことでしたけど、「党籍を有する」あれはどうなるんでしょう。

○座長（河本芳久君） はあ。

○委員（三好睦子君） 党籍を有する。（「だから、会派でできるんならできる」と呼ぶ者あり）いや、人……。 （「3名以上」と呼ぶ者あり）（「会派代表者もしくは3名以上の議員」と呼ぶ者あり）ここにあるじゃないですか、「党籍を有する者は、この限りでない」。

○座長（河本芳久君） それは代表者会議じゃ。（「代表者及び3名以上の議員とすれば……」と呼ぶ者あり）後ほど会派の中で、3名以上とか2名以上とかいろいろありますけれどね、そん中で党籍というのが載ってるのが少ないんです。しかし、ここは、美祢市の場合は1人であっても「党籍を有する者は」ということを認めていますから。それは、踏襲するなら踏襲する。それから、はっきりそういったことじゃなくて、地方議会は党籍関係ないという、有志をもってという形に後ほど改めることなら、それはまた変わると思います。そのところは後ほど協議したいと思います。

それじゃ、第2条については、ちょっと今3名というのを原則にいたします。もし党籍云々があれば、それは党籍という形を入れたいと思います、はい。

それから、記録についてはいいですか。会議録は、全員協議会は。全員協議会は、会議録は。（発言する者あり）これには全員協議会の会議録はないです。（発言する者あり）会派代表者では10条の中にあるけど。

○委員（坪井康男君） 会派代表者はあるんですけど、全協は会議録ていったって、もうちゃんと案内状来るじゃないですか。

○座長（河本芳久君） 連絡事項じゃからね。

○委員（坪井康男君） あれで十分なんですよ、こういうことを議論しましたね。あれで十分なんです。

○座長（河本芳久君） それじゃ、会議録は記載はしない、もう。いいですか。

○委員（坪井康男君） 義務づけをしない。

○座長（河本芳久君） 義務づけをしないと。規程の中に盛り込まない。（「はい」と呼ぶ者あり）それじゃ、そういった形の中で、第5条と第2条について変更しておりますので、事務局のほうでその辺のところの記載をよろしくお願いします。

次に、美祢市議会会派及び会派代表者会議規約について、また提案者のほうから説明をお願いします。

○委員（坪井康男君） 第1条、趣旨。「この規約は、美祢市議会の会派及び会派代表者会議に関し、必要な事項を定めるものとする」、これは格別問題ないと思いますが。

○座長（河本芳久君） はい。

○委員（坪井康男君） じゃ、第2条、会派。「会派は、政策を中心とした同一理念を共有する3人以上の議員で構成し、活動する。ただし、党籍をもって選出された議員は、この限りではない」と、1名でも結構ですと。

2項、会派を……

○座長（河本芳久君） これは今まで申し合わせでは、党籍をもって選出された議員は、1名といえどもこの限りではないと。1名といえどもというのが、入っておった。

○委員（坪井康男君） はい、入れてください。（発言する者あり）

○座長（河本芳久君） これはいいですか。

○委員（坪井康男君） 念のために入れても構わない。

○座長（河本芳久君） 念のために、1名でも一応は、これまで慣例として7年間続けてきておりますから。はい、次。

○委員（坪井康男君） その次。「会派を結成したときは、会派の代表者は、所定の様式により、議長に届け出るものとする」、これもいいと思います。

第3項、「会派を変更し、または解散したときも同様とする。ただし、改選後等において、議長が選出されるまでの間に会派を結成したときは、議会事務局長に届け出るものとする」、これもいいですね。

○座長（河本芳久君） いいですね、はい。

○委員（坪井康男君） 第3条、会派代表者会議の設置。「美祢市議会に、会派代表者会議を設置する」、これもいいですね。

第4条、協議事項。「会派代表者会議の協議事項は、次のとおりとする。（1）議会内部の人事に関すること。（2）会派に関すること。（3）その他議長が必要と認めたこと」、ここはいかがでしょうか。

○座長（河本芳久君） いいですね、はい。

○委員（坪井康男君） いいですか。

○座長（河本芳久君） 従来と同じですから。

○委員（坪井康男君） はい。第5条、構成。「会派代表者会議の構成員は、議長、副議長及び各会派の代表とする。会派に属さない議員は、会派代表者会議を傍聴することができない」、これも従来どおりです。

その次いきます。第6条、会派代表者会議の招集。「会派代表者会議は、必要に応じて議長が招集し、これを主宰する」、第2項「議長は、各会派の代表者から開議の請求があった場合、各会派代表者会議を招集しなければならない」、これもいいですよ。

○座長（河本芳久君） はい。

○委員（坪井康男君） 第7条、代理者の出席。「会派の代表者に事故あるときは、代理出席ができる」、これも従来どおりです。

それから第8条、「会派代表者会議は、原則公開する」、これは問題あるかと思いますが、これもあくまで原則公開ですから、これ議長の判断で「しない」と言われれば、それでいいと思いますが、どうでしょう。

○座長（河本芳久君） はい、どうぞ。

○委員（西岡 晃君） 原則公開するについては賛成なんですけど、ちょっと第5条と第8条の整合性、会派代表者会議は、所属してない議員は傍聴することができないとなってるのに、原則公開という、ちょっとおかしい、矛盾が生じるのかなということが1つ、1点。

○座長（河本芳久君） はい、そうですね。

○委員（西岡 晃君） その辺をどうなのかということですね。だから、傍聴は、基本的にしない、させないのか、会議録のみは公開するのか、そういったところはちょっと、この辺ちょっと矛盾するのかなというふうに思いますので。

○座長（河本芳久君） 5条については、「会派代表者会議を傍聴することができる」、開かれたちゅうことの傍聴することができる、こう改めることについて御意見ございませんか。整合性を図るために、いわゆる原則を変えるということだから、傍聴することができる。（発言する者あり）いいですか。

それじゃ、会派代表者会議を議員が会派に属さん者の場合は、行って聞いちよくということができると。それが整合性と公開制との、はい。それじゃ、そういった

形。岡山副座長。

○副座長（岡山 隆君） 整合性をとるためにちゅう、わからんことはないですけど、傍聴できるとなったら、もう全員来てからといたら、会派の代表者ね、本当なんかどうかって、ちょっとその辺が危惧されるんですけど、その辺についてはどうですかね。

○座長（河本芳久君） いわゆる、会派に所属してない議員にとっては、やはりそういった情報を得るためには、当然機会を設けて。今会派代表者会議ですから、代表者が出てやる。だから出てやっておられる状況を議員であれば、当然必要であれば、非公開とするんじゃないかね。だから、非公開とするということになれば、またそのときに諮れば。はい。

○委員（坪井康男君） これ、議会の正式な機関ですよ。議会というのは開かれた議会で盛んに言ってますよ。原則は公開ですよ。何で密室で議員だけがちよろちよろと集まってやらにゃいけんのですか。これは地方自治法の根本原則に反してます。開かれた議会、開かれた議会で、あれだけ言うじゃないですか。せめて、せめてほかの議員は聞いていいよって、当たり前だと思います。

○座長（河本芳久君） 当然議会改革の一環としての姿勢を示していくためには、今公開をするという、議員に対してですね、はい。そうすると整合性がなされると。はい、第9条いって。

○委員（坪井康男君） 決定事項の周知。「会派代表者会議の決定事項は、会派の代表者が所属する議員に周知するものとする」、これは問題ないと思います。

第10条、会派代表者会議の記録。「議長は、会派代表者会議の概要等必要な事項を記載した代表者会議の記録を作成しなければならない」ということで、詳細な会議録じゃないです。こういうことを議論しましたよという、これ事務局長さんがおつくりになるんで、別に議長さんじゃないんで。確認する問題ないかと思います。

○座長（河本芳久君） よろしいですか、この件は。先ほどから何回も協議しております。

○委員（坪井康男君） 第11条、決定事項の尊重。「議員は、会派代表者会議で決定した事項については、これを尊重しなければならない」、当然だと思います。

第12条、その他。「この規約に定めるもののほか必要な事項は、議長が会派代表者会議に諮って定める」と。

以上です。

○座長（河本芳久君） 1つ、現状の申し合わせ事項の中に、議運の選出について、会派代表者会議の中で、会派からは議運に選出できると、一応それが従来の申し合わせ事項の中に盛り込んだ。これは、議運の役割というのは非常に重要ですから、そういう意味では、ここの件についてはどうするかということをお諮りしたいと思います。議会運営委員会に会派代表者も出席をすることができるというか（「構成として。それはいいんだけど、議運のメンバーはどうするのか」と呼ぶ者あり）

だから、従来は規則として議会運営委員会の各常任委員長がまず出てくる。そして各会派から選出された議員をもって構成すると、こうなっておる。それは、会派代表者会議の申し合わせじゃない、議運の申し合わせ、議運の規約としていくべきか、どちらですかね。はい。

○委員長（荒山光広君） 先ほど言いましたように、会派の申し合わせ事項と今の会派代表者会議の規約をつくるとすれば、やっぱり分けて考えんやいけんというのが、今出たような問題なんです。

だから、美祢市議会の会派で従来の申し合わせ事項、議運の選出方法とか、あとありますけども、その辺をやっぱり分けて考えたほうがいいんじゃないかというのは、こういうところにあるんですね。

○座長（河本芳久君） だから、人事に関することちゅうのは、この辺になる。そういうところまでの決めるとか、そういった人事案件にかかわった申し合わせというのが会派代表者会議。文言がなかったら議運の今の会派から代表が出るということがなくなってくるから、この辺は実態から。

○委員（坪井康男君） 第4条の協議事項で、そういうの出てるんですよ。議会内部の人事に関する事、会派に関する事、その他というもの。だから、（聞き取り不可）

○座長（河本芳久君） 文面に書かなくても、そういった申し合わせはいいか、それとも、文書化する必要があるかどうかということです。今までは申し合わせ事項に文章化されております。

○委員（坪井康男君） そんなの人事に関するところに書いてあります。第1号に協議事項というのがあるでしょう。

○座長（河本芳久君） 現状の議会運営委員の選出という項目が、申し合わせ事項の

中に1、2とあります。

○委員（坪井康男君） それが、ただそれを第4条に入れたんです。人事に関することという抽象的なことじゃなしに。

○座長（河本芳久君） どうですか。美祢市の場合の構成メンバーの選出について。この申し合わせ事項でやっておりました。

○委員（坪井康男君） いや、それはいいんじゃないですか。人事に関することと言っているんですから。

○座長（河本芳久君） それじゃ、この申し合わせ事項の6の項を——はい、どうぞ。

○委員（西岡 晃君） さっき言いましたけど、私そこのところはちょっと荒山委員長と同じ考えで、ここの美祢市議会会派及び会派代表者会議規約じゃなくて、会派代表者会議規約か規程。会派代表者会議の規程をつくるべきだというふうに思うんですね。美祢市の会派というのは、別に定めたほうがいいと思うんですよ。

だから、ここで言う第1条から2条ですよ。これは、別の話じゃないかなと思うんですよ。3条からが会派代表者会議の規約、もしくは規程にして、今言う会派は申し合わせ事項、例えばこういうものを会派で言うんだよと、これはもう議会の中の申し合わせで十分なわけで、これは地方自治法にのっとってとか何とか関係ない話ですから。こことここをちょっと分けたほうが運用はしやすいんじゃないかなというふうに考えます。

○座長（河本芳久君） はい、どうぞ。

○委員（坪井康男君） 私これ別にこだわってません。こだわってませんけれど、申し合わせ事項というような一過性のことは極力なくしたほうがいいという私の考え方です。そのとき、そのときの議員の思いで、どんどん変えるんじゃないし、一応恒久的な姿にしとけば、それでいいのではなかろうかと思っているんです。

○座長（河本芳久君） はい、どうぞ。

○委員（西岡 晃君） この会派の申し合わせ事項というので、この当時決めたときに、3人以上と決めた提案権の問題があったんです。だけど来期から16人になりますので、多分提案権が2人以上に、1つ減ると思うんですよ。そうすると、その会派というのの要件といいますか、概念も少しちょっと変わってくるのかなという気がします。

やはり、その時期、その時期によって、定数も変わってきますし、構成メンバー

も若干変わってくると思っておりますので、そこはちょっと柔軟な申し合わせ事項で置いといて、会議というのはやはり地方自治法にのってますので、それはきっちりとした規程なり、規約なりにしたほうが、運営するに当たってはスムーズじゃないかなというふうに思います。

〔「わかりました、それでいこう」と呼ぶ者あり〕

○座長（河本芳久君） 今提案としては、会派及び会派代表者会議規約になるが、代表者会議規約として、そして会派について、その他この議運の選出等については、申し合わせ事項に盛り込んでおいたらいんじゃないだろうかという、これ二重になるけれど、その辺はお互いにいいということでは、会派申し合わせ事項と。（発言する者あり）そうすると、会派申し合わせ事項の中に、会派結成届とか会派変更とか、議運選出、そういうの入れるんですか。それとも今、提案があったことによって運営すれば、今のことは一貫性があるような気もするんじゃないが、その辺はどうですか。あえて、これ分けていく。

○委員（坪井康男君） そしたらね、もう3条以下にしてください。（発言する者あり）条文を変えて、3条が1条、4条が2条で変えてください。それでできると。それ以上議論するつもりはない。

○座長（河本芳久君） 皆さん方の御意見はどうですか。

○委員（坪井康男君） おお、1条は、ごめんなさい、1条は2条。

○座長（河本芳久君） 2条じゃ。

○委員（坪井康男君） 2条は削除。

○座長（河本芳久君） 今、再提案は、第1条は、もう1遍読みますよ。「この規約は、美祢市議会の会派代表者会議に関し、必要事項を定めるものとする」と、「会派及び」を消す。

第2条は、全部消す。第3条から2条、3条と、順番に繰り上げていく。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○座長（河本芳久君） そうすると、標題の「会派及び」を削って、「美祢市議会代表者会議規約」といたします。そして、会派申し合わせ事項というものを生かして、1、2、3までを（「3は削らん」と呼ぶ者あり）3は削っていく、4は、はい、どうぞ。

○委員長（荒山光広君） 今の話、会派代表者会議の規約を別に定めるということになるとですね。今現状の申し合わせ事項の3番、会派代表者会議について。これについては、別に定めるというふうな項目入れるのは、別に定めるのであれば、それが適当かなというふうに思いますし、今会派代表者会議規約議論されてますけども、1条はええと思うんですけど、今の3条ですね、「美祢市議会に会派代表者会議を設置する」、これはもう既にわかりきったことなんで、これは要らんのやないかなと思いますね。あと、具体的な決まり事を決めれば、それで決めるとすれば、それでいいんじゃないかなと思います。

○座長（河本芳久君） もう一遍整理しますよ。代表者会議を設置すると、あるときは設置するというような規約にしなくてもいいんじゃないかというのと、やはり規約としては、きちっとそれを位置づけをするための文言を入れるべきだと。

○委員（坪井康男君） それはもう157条に置くって書いてあるんですから、規約の中に入れなくてもいいっちゃいいんです。ただ、形で入れているだけです、これは。

○座長（河本芳久君） 形だけの問題だから。じゃ、形だけの問題ですから、第3条、いわゆる2条にしますが、設置するということは意思表示をすると（「はい」と呼ぶ者あり）形で残したいと思います。

それから、申し合わせ事項については、今の別の様式の申し合わせ事項1、2、それから——1、2と6ですか。（「1、2の4」と呼ぶ者あり）4。1、2、4。申し合わせ事項としてどうですかね、残しておきたいことは。現在の申し合わせ事項。（発言する者あり）

それじゃ、議会運営委員の選出については、会派申し合わせ事項のところに入れるか、それとも……

○委員（坪井康男君） 今までどうしておられたんですか。

○座長（河本芳久君） 今まで入れてあったけど、どうですか。

○委員（坪井康男君） 今までどうしてたんですか、議運のメンバー……

○座長（河本芳久君） 申し合わせ事項でやっておった。

○委員（坪井康男君） そうすると、会派から（聞き取り不可）。（発言する者あり）

○座長（河本芳久君） それはですね、古い、こちらの申し合わせ事項の24年5月

1日より施行するものの中に、ちゃんと明記されておるんです。

○委員（坪井康男君） なら、ないって言ったらどうなるんです。所属議員2人以下云々のところは。

○座長（河本芳久君） この4の規定の中に、「議会運営委員会は、各常任委員長及び3人以上の所属議員を有する会派から1人ずつ選出する」と、「所属議員2人以下の会派が複数あるときは、3つ以上の所属議員2人以下の会派が合議し、委員の選出を要望する。その代表者1人を委員に選出することができる。所属議員2人以下の会派は、2つ以下しかないときは、その所属議員2人以下の会派が合議し、委員の選出を要望するときは、その代表1名を委員に選出することができる。

なお、党籍をもつ会派の所属議員が1人のときは、党外会派が委員の選出を要望するときは、その代表者を委員に選出することができる」と。

そういうひとつの細かな、いろいろ。どうぞ。

○委員（坪井康男君） これを見ますと現にね、所属議員2人以下の会派云々と、それにも選出できるんですよ。そうすると、これ何ですか、3人以上もって会派結成するというのと、これどういう意味なんですか。ちょっと説明してください。

○座長（河本芳久君） どうぞ。

○委員（西岡 晃君） これは、例えば1人で会派に属さない方が、例えば複数おられると、その中で合議されて、そこから1人を出すという場合のことですよ。

〔「それは何人。そもそも何人になる」と呼ぶ者あり〕

○委員（西岡 晃君） 3人ですね、3人以上ですね。

〔「3人」と呼ぶ者あり〕

○委員（西岡 晃君） だから……

〔「属さない人が3人以上の場合。じゃ、4人いた」と呼ぶ者あり〕

○委員（西岡 晃君） 3人いた。3人。

〔「3人。属さない人が」と呼ぶ者あり〕

○委員（西岡 晃君） 属さない人が。例えば2人でグループを結成してると、1人でいると。その3人の方で合議で1人を選出することができるということですよ。

○座長（河本芳久君） それじゃ、これはかなり、はい。

○委員（坪井康男君） はい、わかりました。

○座長（河本芳久君） 会派代表者の今の議運の選出ちゅうのは大変重要であるから、

ある程度今の会派に属さない方に対する配慮をされたこの条項なんです。だから、これが今まで生かされて出ておりますので、この項については尊重していくと。よろしゅうございますか。これは、申し合わせ事項の中に位置づけて、今後問題点があればどうぞ。この分科会では、ここには手をつけないということで、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○座長（河本芳久君） それじゃ、以上をもちまして、会派代表者会議、それから全員協議会の規約について、規程について、一步前進させたいと、こういうことを取りまとめて報告することにいたします。

それじゃ、とりあえず今から11時5分まで10分間ちょっと休憩させていただいて、ぜひとも残りをまとめておきたいと思います。

午前11時02分休憩

午前11時16分再開

○座長（河本芳久君） それじゃ、時間ございませんので、限られた時間でございしますので、御審議について、ひとつ御協力よろしゅうお願いします。

それじゃ、2番目の項目として、行政視察のあり方、これはもう必要ないんじゃないかという意見もございました。

しかし、これは特別委員会における要望事項とございましたので取り扱いましたが、ここに書いてある5項目については、当然なこととして文書化する必要はないんじゃないかという御意見もあるかと思えます。しかし、案としては、この5項目については行政視察のあり方として、お互いに自覚するために文書化したということでございます。

これについて、まずは文書化してこういったものを必要でないかあるか、これについて御意見を賜りたいです。

坪井委員。

○委員（坪井康男君） そんなことまで一々文書化しとったら、文章ばかりで会議は進みませんよ。

当たり前のことじゃないですか。当たり前のことを普通書かないんです。格別何か問題があったんです、この問題で。はっきり言いますよ。行きのバスの中で酒飲

んだって、その1点だけじゃないですか。ほかにどういう問題があったか、言うて
ください。座長。

○座長（河本芳久君） これについては、行政視察ははっきり目的、しかもその成果
が生かされるように努めるべきだと、こういう御意見でございます。そして公務の
一環であると、議員言われてることも当然なことではありますが、その当然なことを、
やはり一応文書化して再確認をするとこういう意味で提案したわけです。

だからこんなの当たり前のことであって、それをさらに文書化するということは、
議会のやはり各議員の受けとめ方の問題にもなる。そういうことで、必要ないとい
うことと、いや、お互いに市民に見てもわかりやすい当然なことであるが、一応こ
ういったことを申し合わせておきたい。こういうことの2面があるかと思います。

御意見を賜りたいと思います。

猶野委員。

○委員（猶野智和君） 先ほど少しお話ありましたけれど、バスの中でお酒を飲まれ
た事例があったということだと思います。

私、そこの視察のほうに行っていないので、詳しくはわかりませんが、一つ事
例があるならば、申し合わせ事項の中にひとつそれに近いものは入れてもいいだろ
うと、申し合わせ事項のいいとこと言いますか、さっき言いましたけど、これはあ
くまでも今の議員の中で決めたことであって、次の議員には引き継がれないと、メ
ンバー変わればまた変わるということで、継続なものではないので、そこの特色を
ひとつ生かすならば、ここの申し合わせ事項に今ひとつ入れるのは、ひとつ合理的
かなと、事例がなければ入れる必要はないんですけど。事例が一つあったというな
らば、戒めの気持ちを含めて入れるのもありかなと思います。

○座長（河本芳久君） はい、どうぞ。

○委員（坪井康男君） 猶野委員、じゃあ事例を言いますよ。議長以下、総務企業委
員会の連中がみんな飲んだんです。一部酒を飲まん人もいたバスの中で、そのこと
が事例ですよ。

だから、何ですか。こんなこと当たり前じゃないですか。私は酒飲みたくないの
を、議長が配られるから僕は飲んだんですよ。しょうがないじゃないですか、そん
なことはっきり言うべきですよ。そんなこと議会で言う人いなかったから、今まで
ごちゃごちゃおかしい話ばっかなりおった。議長とみんな飲んだんですよ。戒め、

そりゃしたらいいですよ。どうぞ。

○座長（河本芳久君） 今のようなこと、市民の前で繰り返すことは大変恥ずかしいこと。

ただ公務の期間であっても、その研修にまだ、あくる日が研修ですから、行く途中の車中の中、バスの中でお互いにちょっと昼の時間に飲んだ、ただそれだけのこと。それをあえて取り上げてどうこういうことになれば、それは常識の問題です。

しかし、行政視察というひとつの公のお金を使っていく以上、必要な行政課題に対して、どう対応していくか、研修するためには必要な活動の一環ですから、だからその活動に対する——市民にもわかりやすい説明ができる事項として文書化していくということだけです。それ必要でないという方と、いや、そういったところは当然再自覚のために必要であるということであれば、今提案するのが1から5の問題です。

どうしますか。読んでみます。（発言する者あり）どうぞ。

○副座長（岡山 隆君） 今回視察の件で、今回の件、前回ですけど、私も猶野委員と一緒に、この会派のこういう委員会のメンバーで私もなかったですから、状況よくわかりません。

そういったところで、私は委員会で行ったときには、こういった問題というのは、視察を終えてから後しっかりと懇親のためにやってきて、それが非常にいい雰囲気にも親睦が深まるといういい利点もあるわけです。

だから、そういった面もありますけれども、いずれにしても視察の前でそういったことが行われたということで、それはちょっといき過ぎじゃないかと、このように思っていますので、そういったところもう少し明確にきちんとして、こういった今文書化もすることも、申し合わせ事項として、こうして申し合わせ事項しても、罰則は何もないですから、効力ないかもわかりませんが、ただ一応文章としてきちっと記述していくことも、私は大事じゃないかこのように思っております。

○座長（河本芳久君） 誤解のないように、行政視察の前に飲んだというのは、前日ですよ。当日視察はありませんし、行く過程において、前日に、当日の研修は一滴も飲むようなことでなくて、真面目な重要な事項として研修してきた。

しかし、捉え方とすれば、今のようなことで何のために行くか、そしてその後の

あと、どういうふうにかかしていかうところまでを含めて、やはりお互いの申し合わせで、確認しておくことが必要じゃないかという指摘があったので、ここにあって改革の中に入れ込んだということです。

だから、必要ないということなら、当然のことということとなれば、こういった文書化は削除したいと思います。

各委員さんと、御意見——必要ないということと、必要という……はい。

○委員（猶野智和君） ストレートにお酒という文言は入れる必要ないと思います。要は公務の時間、日中は公務に専念する、これも当たり前のことですが、そういう表現で入れられるのはいいかなと思います。

それに既に、夜、公務の時間から外れた時間に、それたしまれるのは別に構わないと思いますけど、通常の皆さん、職員の皆さんが働いてらっしゃる時間は、視察の時間であるという認識を共通に持つという意味合いの文言は入れるのは、別に構わないのではないかと思います。

○座長（河本芳久君） どうぞ。

○委員（坪井康男君） 当たり前のことを美祿市議会議員は守れないと、だから文書化する。私は、それほど美祿市議会議員は低劣じゃないと思いますよ。こんなことなんか、当たり前じゃないですか。文書化したらどうなるんですか。愚劣が高度化するんですか。私はそう思いますよ。

○座長（河本芳久君） この今、文言の1から5のことについてのことは、野村先生をこの行政関係のひとつ第一人者、一応、行政視察委員派遣、議員派遣の必要性なりその留意点について指摘されたことについて、これはまとめたものです。

だから、どこに出しても当たり前のことです。当たり前のことをあえてこうして文書化して出す必要はないという思いと、いや一応構えとしてはこういったことで、我々行きましたよというので、あえてこれをまとめて公にすると、こういうことだけです。どちらでもいいです。

私は、そういう指摘があったので、座長として何らかの対応をしたということの報告は必要かと思います。

以上です。

今必要ないというのと、あったっていいんじゃないかという御意見2つに分かれております。ほかの方々の御意見、もう二、三、ひとつ御意見、2人の、3人です

か、御意見のみですから。

秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 私は、政務調査費で視察なんか行きますけど、これは後報告いたします、報告するために、報告どうしようかちゅう、その辺がやはり頭がずっと苦しいです。あえてわざわざ書く必要があるのかなと、こういう気はいたします。どっちしても、きちっと報告をいろいろせんないけんけ、ゆうなことはしてられません。実際。

○座長（河本芳久君） ほかにもう一人くらい、多数の御意見を。どなたかありませんか。もうどちらでもいいですか。

それじゃ、この行政視察のあり方は当然なことであって、これをあえて文書化して再確認するんじゃないなくて、こういったこの活動については、議員としては当然この5項目、これ以外のことについては頭に、念頭に入れて日々研修に励んでいると。だから、協議をいたしましたけれども、このことについては提案をしないと、こういうことで処理してよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）いいですか。（発言する者あり）文書化したほうがええと。（発言する者あり）

一応そういったものを置いとったほうが、ひとつ確認しておりますよというんで。（発言する者あり）

決をとって云々じゃなくて、そういう提案があったから、提案というか質疑があったので、あえて我々も審議したけど文書化する必要はないと、いや、する必要……それだけは皆さんの総意をもって、まとめて提案したいと思います。坪井委員。

○委員（坪井康男君） こんな文章は何をいっているかわかんないんですよ。だから、行政視察の前日といえども、公務なしといえども、一切アルコール類は飲むなという文章なら私、賛成します。どうぞ。

○座長（河本芳久君） いや、今から最終的には決をとりたいと思います。決をいいですか。そういった文章。

○委員（三好睦子君） 今の内容にもよりますけど、今の坪井委員が言われたようにアルコール飲むなって、そんなこと書く必要はありませんが、今議会だよりでも、視察の——改善されてから、行政視察の報告を出しているの、あえてそういう文章出さなくても、こういった報告会、議会だよりで視察の報告をしているから、

あえて文書化しなくても、飲む、飲まないは、議員のモラルだと思うので、わざわざ書く必要はないのではないかと思います。

報告は、議会だよりで報告をしているので。

○座長（河本芳久君） 事前の、いわゆる研修も行い、そして視察についての打ち合わせもやってきておる。しかも、このような目的そして、のちの生かした方、またこの委員派遣の一環としてこの活動するわけですから、現状についてやや問題点があると指摘があったが、全体的にはきちっと対応しておるということで、あえて文書化しないということで報告させていただいたと思います。よろしゅうございませうか。

文書化してそれをやらない、議題にはなりましたが、審議をいたしましたけれども、文書化しないと。これでよろしゅうございませうか。（発言する者あり）いいですね。それじゃあ、そういう形をとります。（発言する者あり）はい。決める必要があれば決をとります。（発言する者あり）

それなら決をとりましょう。決とってええか。（発言する者あり）

○委員（西岡 晃君） ここは決とる場面じゃなくて、決とるのは特別委員会だと思います。

文書化するということのも必要なことかも知れませんが、こういう内容じゃなくて、どう市政に視察行ったときのことを生かせるかという文言を入れ、例えば、うちの会派のことを言いますと、うちの会派は視察に行った後に、会派の中から誰か一人その議題を取り上げて、一般質問でその違いを明確にしようということで、視察目的をつくって行ってますが、そういったことをやっていくのが本来行政視察の目的であって、今言われるアルコールを飲むとか飲まないとか、何をやる、しないとか、そういうちょっと低レベルなことを文書化するとかしないとかいうんじゃないと思うんですよ。

そこを文書化するのではなくて、もし文書化するのであれば、そういった行政視察に委員会として行ったときに、どういうふうな——市政に報告するのか、意見を入れるのか、そういったところを入れるんだったら、いいんじゃないかなというふうに思います。

○座長（河本芳久君） 今、1から5項目、そのことがここに書いてあることと。そのことがここに書いてあることであって。それを、あえて文書化せんのは当たり前

のことだからと。だからそれを今ここを決じゃなくて、意向として、みんなの意向を特別委員会に報告をせんにゃならんと。だから、最終的には特別委員会でこれをどうするかと（発言する者あり）報告で終わると。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○座長（河本芳久君） はい、それじゃ文書化しません、報告で終わるということで、この項については、取りまとめは——審議はいたしましたけれども、文書化して報告する、またはそういう提案することは行わないと、はい。

それじゃ、次の項目の議会と執行部との関係。これについても当然なことであると、これを文書化する必要はないということと、または、いや、こういったことについては再確認の意味で、この何らかの申し合わせ事項をしておく——いうまた考えです。どうでしょうか。御意見を賜りたいと思います。

坪井委員。

○委員（坪井康男君） 今は3)ですね、議会と執行部の関係についてという申し合わせ事項に盛り込む案で検討と、これも全部当たり前のことですよ。

こんなこと書かなきゃ美祢市議会議員がまともにやんないというたら、もうそりゃ自己否定じゃないですか。二元代表制で一翼を担っており、美祢市の重要事項について審議する実態の決定機関であることを踏まえ、政策立案・行政監視・論点開示の役割、機能を果たすことに務めなくてはならない。当たり前のことですよ。一問一答をして行う、これも決まっとるじゃないですか。何でこんなことせんにゃいかんですか。

以上です。

○座長（河本芳久君） 議会改革特別委員会設置の請願意図、それから議会解散の動議そういった文言の中に、趣旨の中にこのようなことがいろいろ論議されてきたので、本分科会としては、意見として皆さん方がみな出されました。最終的には、要するに議員の姿勢の問題じゃないかと、そのことで全て終われば、それ。それで終わりということになれば、こういったことについても議論いたしました。文書化して改革事項に盛り込む必要はない。当然のことであると。こういうことで今意見がございました。

ほかの皆さん方の御意見、はい、どうぞ。

○委員（山中佳子君） 今ここに書かれておりますようなことは、全て美祢市の議会

基本条例の中にあるような気がします。ですから、改めて文言化することは——文書化することは必要ないのではないかと思います。

以上です。

○座長（河本芳久君） ほかに御意見ございませんか。第1回目から、または、この特別委員会設置する過程において議論されたいわゆる項目です。当然なことであるから、あえて当然なことを美祢市議会は、さらにこれを文言として改革の中に入れていくということはいかがなものかと、必要ないと、いう。（発言する者あり）

三好委員。

○委員（三好睦子君） 6番の公聴会参考人招致というのは、ありましたっけ、この基本条例の中に。議題の中では、こういった参考人とかいう事案も出てくるのではないかと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○座長（河本芳久君） 要するに基本条例ができておりながら、基本条例をさらに要約してこういったことを再確認すると。こういうのが他の市町村の取り扱いでやっておるところもあるけど、美祢市議会においては二重になったような、そういった文書化して自覚させるための方策はとらないと、いうことで処理してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

意見としては出たんですから、当然これは分科会では（発言する者あり）それじゃ、取りまとめをします。

こういったことについて議論で、そして議会改革特別委員会も設置された、そして議会解散の動議も出されたがここにあるのは当然なこと、だから、これを文書化して再確認するということが必要ないということで報告させていただきます。

なおかつ、一番問題は、美祢市議会は自由闊達な意見交換をもっとしていくべきだということ、今5の項が当然浮上してきたわけです。これについて御意見ございませんか。（発言する者あり）4抜きました。請願・陳情等取り扱いについて、4の項です。はい、どうぞ。

○委員（坪井康男君） 私ここに、3月6日——ことしの3月6日金曜日のこの分科会の会議録を持ってきました。その会議録の11ページに、私がこう言っています。

要すれば、陳情・要望いろいろ名前はあります。請願とか、そういう名前にかか

ならず、この議員必携、ここに私持ってきていますけれど、これの281ページに「陳情その他」という項があります。その中にこう書いてあるんですよ。

スタンダードな市町村議会の規定議の第何番目かにありますが、「陳情書またはこれに類するもので、議長が必要と認めるものは請願書の例により処理し、請願書の例により処理する必要がないと認めるものについては、議会運営委員会に諮って、その写しまたはその用紙を印刷し議員に配付する。」これ、基準の129です、こうあるんですよ。このようにしてほしいと私は、提案したいんです。

なぜかという、猶野委員じゃないんですが、事実がこれに反することがありましたから、例を言います、もう具体例で言わないと皆さんおわかりにならないから、去年の8月26日に美祢市の未来を考える女性の会——考える女性の会から要望書が出されました。

それで、今、美祢市議会はなっていないと、ちゃんとやれと、中にはとんでもない議員がおると、こういうひどい文章ですよ。これの取り扱いについて、事実の確認もせずに、議長は2回にわたって本会議場で謝られました。陳謝されました。とんでもない話です。

議長は、あくまでも議員に諮らずして、独断専行で謝る権利はないんですよ。

盛んに、この文書どういう取り扱うのかというときに、議長は議運の委員長荒山さんに相談をして決めると言ってるんです。公のあれには、そんなこと書いてないですよ。議会運営委員会に諮れと書いてある。議運の委員長に諮れじゃないですよ。全然なっていないですよ。文書取り扱い。

それで、あえてこのことを入れてほしいという意味です。

以上です。

○座長（河本芳久君） ほかに御意見ございませんか。

今、坪井委員は請願・陳情こういった意見書の取り扱い方、そういったものを明記せよというのと（発言する者あり）

事務局長、ちょっと読んでください。

○議会事務局長（石田淳司君） 請願のことが会議規則の130条に規定があります。

「請願には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名を記載し、請願者が押印をしなければならないと。2項、請願を紹介する議員は、請願の表紙に署名または記名押印しなければならない。第3項、請願書の提出は平穩

にされなければならない。第4項、請願者が請願書を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない」、というふうに請願の規定があります。

併せまして、請願の委員会付託だとか請願の審査、報告等が次の条項に規定してありますし、136条には陳情書の処理ということが規定がされているところです。

以上です。

○座長（河本芳久君） 今、（発言する者あり）

○議会事務局長（石田淳司君） 136条に陳情書の処理ということで規定がされております。

136条、「議長は陳情書またはこれに類するもので、その内容が請願に適用するものは、請願書の例により処理するものとする」という規定であります。

以上です。

○座長（河本芳久君） どうぞ。

○委員（坪井康男君） 今、石田事務局長さんがお読みになったのは、議会会議規則ですね、136条です。さっき私がこの議員必携に書いてある前半部分だけを書いてあるんですよ。

いいですか、もう一遍読みますよ。標準の規則。「陳情書またはこれに類するもので、議長が必要と認めるものは、請願書の例により処理し」、先ほど読まれたもう一つ前の条文ですよ、それで処理する。「請願書の例により処理する必要がないと認めるものについては、議会運営委員会に諮って、その写しまたはその用紙を印刷し、議員に配付する。」この後段も入れてくださいという意味です。

以上です。

○座長（河本芳久君） 今、入れてこの提案をする、しかしそういったものは、みんな記載されておるのであえて必要ないと、こういう意見もあるかと思えます。

坪井委員はぜひとも入れて、（「前例がある」と呼ぶ者あり）前文の（「前例がある」と呼ぶ者あり）無視した前例があるからと（「前例がある」と呼ぶ者あり）御意見ございませんか。

はい、どうぞ、猶野委員。

○委員（猶野智和君） おっしゃるところを聞きまして、ちょうどこの資料——手元にある資料と坪井委員がおっしゃっているのはちょっと違いますよね。陳情・意見

書まで住所、氏名を書けという話とは違いますよね。違いますよね。

そのこの請願云々というのは、憲法で保障されたすごく強い権利でありまして、そこでがっちり提出の方法も書いてあるので、それに併せて、陳情や意見書もそれに合わせると、ちょっとまたいろんな意見が市民から上げにくくなるので、ここの要望のところは、この資料のところはちょっと難しいかなという思いはありましたけど。

類するものということで、請願に類するもの、今回みたいな要望書という例が出てきたと。その取り扱いについて、そのこの法律は何になるんですか。（「あなたも議員必携持っておられるでしょ。これ（聞き取り不可）言ってるんですよ。勉強してくださいよ。あのね、スタンダードな議会運営規則の基準があるんです。それに今載せてあるんですよ。陳情でないという場合は、コピーして議員に配って終わり」と呼ぶ者あり）特に、なら議員必携に書いてあるということで、法律でどんと書かれたものではないということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしたのは、そのこの議員必携に掲げてある例を入れてしていただかないかというところですので、そこはまた、今回、上に上げられるのは、特に理屈的には問題ないかなと私は思います。

○座長（河本芳久君） どうぞ。

○委員（坪井康男君） 美祢市議会規則の136条に前半だけが書いてあるんですよ。後半、その陳情で請願と同じように処理する必要がないものは、コピーをして全員に配れと、そこが抜けてるから、それをやってくださいと。

いやいや、それをベースにしてですよ、本会議で2回も謝るなんて言語道断ですよ。不適切な行為ですよ。それを私は言っているんです。事実も確認せずに。そういうことです。

○座長（河本芳久君） はい、どうぞ。

○委員（猶野智和君） 個人でいろいろあったのでしようけど、今回、その請願の部分は確かに、ここにはっきり規則の中に、市議会の会議規則の中に入っている。ちょうどそのそれ以外、請願書以外の市民からの書類が上がってきたときの取り扱いについて、もう一度それをどこかに明記するという形は、確かに抜けているならば補うべきかなと私は思います。

○座長（河本芳久君） はい、岡山副座長。

○副座長（岡山 隆君） 今回この請願・陳情・意見書等の取り扱いについてということで、今いろいろお話がされております。

請願の取り扱い、これは非常に重要なものですが、請願は、国民に認められた憲法第16条の権利の一つであります。また国、また地方公共団体の機関に関して、意見や希望を述べることをいうことであって、その手続は請願法、この16条にきちっと明記されております。

それで、地方議会において、この請願に関しては、地方自治法と、今言われてましたけれども、それと各議会の会議規則で規定がされてきているわけです。

だから、こういったところのもの、今、猶野委員も言われましたけれども、こういったところの提出されたこの案件に関しては、今後しっかりと議会で説明することができるという形になっておりまして、今後とも、提出される方の氏名、住所、そういったところも当然きちっと明確にされて、今後そういったものを議員の皆さんにも、原則公開——お渡しできるものであれば、原則そういった情報を——するものであれば、それはそれとして、重要ではないかとそのように思っております。

○座長（河本芳久君） はい、どうぞ。

○委員（坪井康男君） 岡山副座長ね、私が申し上げている趣旨はですよ、要望書等ですよ、この請願に属さないものその取り扱いのことを言っているんですよ。

それで、今、あなたの話だと、議員に配っていいものだったら配るし、そうじゃないもんなら配らんって、これどういう意味です。

議長があれですよ、もう一遍言いますよ。26年8月26日ですよ。美祢市の未来を考える女性の会からの文書です。特定の議員を誹謗中傷する、とんでもない文書ですよ。事実関係を確認もせず、それをもとにして、2回も本会議で議長、陳謝されましたよ。その文書のことを言ってるんですよ。あなたもごらんになった。御存じでしょうが。（発言する者あり）だから何ですか。そういうことを何回も議運の委員長と相談して決めるとおっしゃってる。議運の委員長そんな権限ないです。それを言ってるんですよ。あなたがおっしゃることは意味が不明でわからん。（「あなたも同じことワンパターンで何回も……」と呼ぶ者あり）

○座長（河本芳久君） それじゃ、この項も一応は出ておったあれの一件の中にありますので、これを取り扱いをもう当然……はい、そういうことで、これは決められておるから、あえてそこまで触れることはないというのと、いや、一応坪井委員や

後段じゃないが、議会運営委員会に諮って云々というところは入れるべきだという、2つの意見が……（発言する者あり）どうしますか。（「入れるべきです」と呼ぶ者あり）あえて入れる必要ないということで。（「入れない理由がないじゃ……」と呼ぶ者あり）はい、どうぞ。

○委員（猶野智和君） 先ほどの坪井委員がおっしゃった、その議員必携にある文書を追加という形だったら、私からはいいと思います。その中のここの資料、配られたここはちょっと問題であるかなと思いますけど。そこに入れられて、ここの委員でとりあえず上げて、上の委員会の中でまたお伺いして、決められるのがいいんじゃないかなと思います。

○座長（河本芳久君） それじゃ、坪井委員の今、後段の趣旨を入れ込んだものを、一応意見として、報告としてまとめてひとつ出して、そして特別委員会で検討をさらに深めてもらいたいと、そういうことで処理してよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○座長（河本芳久君） はい、じゃあ、そういった形で請願の検討の取り扱いについては、そのの後段入れます。

最後の5のことですが、これは当然なことだって、先ほど、議会は討論の場であるから自由闊達な意見が交わされ、それを保障しなくちゃならない。あえて、こういったことを書くこと自体、文書化する自体がいかかなものかという思いは、私自身も持っております。

しかし、特別委員会の発足、その後の皆さん方の御意見の中に、美祢市議会をもっと自由闊達な討論の場にすべきだと、こういう御意見がございましたので、この項目は挙げました。文書化する必要がなかったら、この項はカットしたいと思えます。あえてこの項目……はい、どうぞ。

○委員長（荒山光広君） この特別委員会の設置に関する重要な部分だろうと思えます。

自由闊達な意見交換、これは議会として当然なことなんですけども、今まで、いろいろ本会議、あるいは委員会等を見てますと、なんでこう、もめるちゃおかしいけど、議長がとめたり、委員長がとめたりするのかということのを改めて考えると、やっぱり、委員会の会議規則等、この辺をしっかりと議員それぞれが理解をして、議長がよく言われる議会のルールというもののにのっとった上での自由闊達な議論。

これはやっぱり当然のことだろうと思いますが、それができていないというのは、例えば、本会議場での議案に対する質疑、それから討論——意見、討論ですね。という場がありますけども、質疑のときに、それぞれの意見を主張したりするからおかしいことになってくるんで、質疑は質疑の場。その後に意見あるいは討論という場が設けられてますので、意見、討論の場でそれぞれの議員さんの意見を闘わせるのは、そこでまさに自由闊達な議論ができると思うんですけども、その前段で、質疑のときに意見を言うたり、ちょっとこう外れたりするんで、その議長なり、委員長なりが、ちょっと今場が違いやしませんかと言うてとめていた。それで、その人の発言がとめるとか、自由闊達な議論ができないとかいうのが、ちょっとかみ合っていないという気がするんです。

だから、今の——よく言われる議会のルール。これは、るる条例といたしますか、規則で決まっていますので、その辺をみんなが理解をして、発言のその場を理解してやれば、今の問題は解決に向かっていくんじゃないかなと思いますし、片方では基本条例の中に、自由討議という場ができるようになっています。

美祢市の場合は、今自由討議をまだ実績がないんですけども、それぞれの議案等について、議員間でやる自由討議の場というのも設定をされていますので、今後本会議なり委員会でも、この自由討議の時間をつくるような、努力もせんといけんと思います。

この自由討議については、全国の市議会議長会で調査した中で、自由討議の規定というものがされているところが多いわけなんですけども、人口5万人未満です、美祢市は。5万人未満の市が257市あるんですけども、自由討議を条例や規則等で規定している市が103市で、40%に上っています。

自由討議の根拠規定は、先ほど、美祢市でもそうですけども、議会基本条例であったり、会議規則で規定をされております。

ただ、それじゃ自由討議を行った市はどれだけあるかというと、人口5万人未満257市と言いましたけれども、本会議で行われたのが5市、委員会で行われたのが52市、協議等の場で行われたのが15市、その他9市ということで、なかなか全国的に見ても、この自由討議を行うことは規定されているんですけど、実際に行ったという事例は少ないわけです。それだけ、ちょっとタイミング的になかなか逸しているところも多いんじゃないかなと思います。

せっかく美祢市も、そういった自由討議の場を設けていますので、今後議員の皆さんからの要望、あるいは委員長、議長の采配で、そういった自由討議の場も設ければ、この自由闊達な議論というのも進んでいくんじゃないかなというふうに思っています。

基本的に、先ほど言いましたように、議会のルールというものをしっかりとみんなが理解しながら、やっていけば、もう少しこうスムーズにいくんじゃないかなと気がしております。

以上です。

○座長（河本芳久君） はい、どうぞ。

○委員（坪井康男君） ただいまの荒山委員長のおっしゃった後半部分です。自由討議、これはもう非常に結構だと思いますが、前半部分がちょっと私はニュアンスが違うんですよ。

といいますのは、議会で質疑のときに意見を言う議員がいると、それをちょっと待てと、とめると。これは、議長の職権、あるいは委員長の職権でおやりになればいいんであって、それだけのことですよ。

だから、こんな自由闊達な文書化して、どうのこうのっていうの全然違うんじゃないでしょうか。

これは、昔のこと言うと、皆さんもうお忘れになっているけど、実はきのうもありましたよ。きのうも、皆さん全然人ごとだから、何にもお感じになってませんけど、私が三セクの問題点について、西田建設経済部長に聞いてましたよ。そしたら、途中で市長が「はい、はい」ってこうやられた。市長に聞いてません。西田部長にあれしますって、議長とやりとりになった、議長はすかさず「退席させますよ」恫喝されましたよ。あれ、職権の乱用ですよ。

例えば、そういうことが、私は問題だということであってですよ。通常の質疑のときに意見を、いや、それ待ってよ、後で言ってね、とそれでいいじゃないですか。

だから、そういう意味で、荒山委員長さん、さっき言われた前半部分は、ちょっと私異論がありますから、申し上げておきます。

以上です。

○座長（河本芳久君） それじゃ、思いとしては、自由闊達な意見交換、議会は討論の場であることから本会議、常任委員会、特別委員会といて、議員相互間の自由闊

達な討論を保障をし、多様な意見を出し合った上で、合意形成に努めるとともに、市民に対して説明責任を果たさなくてはならないと、いわゆる自由討議の場というのが、一応こう上げてあるが、当然これはそういったものを文書化する必要はないというのと、いや、再確認の意味でお互いにひとつ自由闊達な論議がなされ、その結果、採決の結果、落ちつくべきに落ちついていくという形で、あくまでも議会のルール、条例、法、これにのっとって審議していくという形で、こういったものでも、一応載せちよけというのと、いや、そうじゃなくて、先ほどの、論議じゃないが、もういいという2つの意見が分かれると思いますが、どうでしょうか。

委員会では、協議はしたけれども、これは文書化せん、この議会改革の一環として、提案をする、報告をいたしますということにするか、しないかの問題です。

今、荒山委員長が申されたように、自由闊達な討論というのは、自由討論の場を設けようじゃないかと、明記しようじゃないかという提案でもあったと思います。

(発言する者あり) 条例に書いてあるから、あえてこの文章必要ないんじゃないかというのと、(発言する者あり) 今、当たり前前の方が当たり前じゃない美祢市議会の中で論争をされておるから、(発言する者あり) これ、一番の問題。(発言する者あり) はい、どうぞ。

○委員(猶野智和君) ちょっと話しが変わりますけど、自由闊達な意見を保障するというところで、やっぱりここは議員の中だけではなくて、見てもらうというのが一番重要などこになっていくと思います。

先ほど、ちょっと、全員協議会とかああいうところは、ちょっと私は、今回どうかなというような意見を言いましたけど、こういう本会議は、どんどん今以上にやっぱり公開すべきだと思っています。

今、ほかの視察研修などで、ほかの議会を訪れると、もうインターネットで生中継ですよ。生中継だけでなく、そのやはりもういつでも、どこでもスマートフォンからでも、過去の会議が全部見れる。そういう状態にほかの議会はなっています。

やはり、いろいろな坪井委員がいろいろ言われて、いろんな不公平な思いもされているかもしれませんが、それはやっぱり第三者に見てもらって、判断していただくのが一番だと思いますんで、できればこの自由闊達な意見交換の中に、そういう最新の公開技術を積極的に取り込んでいこうという部分もぜひ入れていただきたい

いなと思います。

○座長（河本芳久君） はいじゃ、一応これまとめたいと思います。もう昼の時間もかなり経過しましたので、いろいろのこの議会改革にかかわる検討事項というのが上がってきてる、いずれもこれは条例や法に保障され、それにのっかってやれば、あえて文書化する必要もない、しかし精神を常に繰り返し、繰り返し、再確認しながら、議会を改革していかなくちゃならないと、これは議員一人一人の構えにもなると、資質にもなる、ついては我々としてはこういったことを、検討課題に審議いたしましたけれども、これらについては文書化して改革の資料として提案するにはいたらなかった、やることについては妥当でないと、こう委員の多数の意見でございましたという報告で終わらせていただきたいと思います、いいですかいね。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○座長（河本芳久君） それでは、一応議会改革について、たくさんの検討課題があるけれど、要するにそれを一々文書化して、こうやりましようと言ったって、それは当然のことであるから、それをあえて、さらに文書化するということについては、やりませんと、そういうことで報告させていただきます。

そして、文書化したこの会派代表者会議、また会派申し合わせ事項そして全員協議会については、こういう文書化した規定内容をつくって、今後、議会を運営したらどうかという提案をさせていただきます。

以上で、大変長い時間、熱心な御協議ありがとうございました。これをもって終わりたいと思います。どうも御心配でした。

ほかに何か、これで一応当委員会は閉じるということで、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○座長（河本芳久君） 分科会はもう閉じます。

午後 0時07分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年6月12日

議会改革推進特別委員長

荒山光宏

議会改革推進特別委員会分科会座長

河車秀久